

携帯電話の取扱業者の皆さまへ

青少年をインターネット上の有害情報から守るため、青少年が使用する携帯電話等については、
▶ 販売時に青少年や保護者に対して、インターネット利用における危険性や青少年有害情報フィルタリングサービス利用の必要性及び内容等を、説明書又は電磁的記録の交付により説明すること
▶ 保護者からの青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等には、正当な理由が必要であること
などが定められています。

☆青少年の健全な育成に関する条例

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務（第18条の4）

青少年が使用する携帯電話等について、携帯電話インターネット接続役務に係る契約（変更契約を含む）を締結する場合には、青少年又はその保護者に対し、次の①から⑥までの事項を説明し、その内容を記載した説明書又は記録した電磁的記録を交付しなければなりません。

- ①携帯電話端末等からのインターネット利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性があること。
- ②青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容
- ③青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること
- ④携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、保護者から必要的記載事項（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由等）を記載した書面又は記載した電磁的記録の提出があった場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供せずに携帯電話インターネット接続役務を提供することができること。
- ⑤携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、保護者から必要的記載事項（青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由等）を記載した書面又は記載した電磁的記録の提出があった場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じることなく特定携帯電話端末等を販売することができること。

青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等にかかる書面の提出（第18条の5、第18条の6）

- 1 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年が使用する携帯電話等において、青少年の保護者から条例第18条の5第1項の青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出及び条例第18条の6の青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出がある場合には、保護者から次の事項を記載した書面又は電磁的記録の提出を受けなければなりません。

◇申出者氏名 ◇申出年月日 ◇申出者住所 ◇申出者電話番号
◇青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出等ができる理由

保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出ができる場合

- ▶ 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
- ▶ 規則で定める正当な理由があること。

- 2 保護者からの青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出書は保存しなければなりません。

※電磁的記録でも可

京 都 府

★このチラシについてのお問い合わせは健康福祉部家庭・青少年支援課まで

電話：075(414)4306 E-mail：kateishien@pref.kyoto.lg.jp

◇青少年の健全な育成に関する条例（抜粋）

（インターネットに係る努力義務）

第 18 条の 3

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号。以下「整備法」という。）第 18 条に規定するインターネット接続機器（同条ただし書の政令で定める場合に該当するものを除く。以下「特定インターネット接続機器」という。）の販売又は貸付けを業とする者は、営業に当たって、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することをいう。）に係る情報その他必要な情報を提供するように自主的に努めなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）

第 18 条の 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（整備法第 13 条第 1 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。）は、整備法第 14 条の規定による説明をするときは、同条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書又は記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）（当該説明を受けるべき青少年又はその保護者から説明書の交付を求められた場合にあつては、説明書に限る。）を交付しなければならない。

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面の提出）

第 18 条の 5 保護者は、整備法第 15 条ただし書の規定による申出をするときは、必要的記載事項（次の各号のいずれかに該当すること及び申出者の氏名その他規則で定める事項をいう。次項において同じ。）を記載した書面又は記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（整備法第 2 条第 8 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務（整備法第 2 条第 7 項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の利用の状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める正当な理由があること。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面又は電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービス（整備法第 2 条第 10 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を提供せずに携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続役務に係る役務提供契約（整備法第 13 条第 1 項に規定する役務提供契約をいう。）が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写し若しくは当該電磁的記録又は必要的記載事項が記載された書面若しくは記録された電磁的記録を保存しなければならない。

（準用）

第 18 条の 6 前条の規定は、整備法第 16 条ただし書の規定による申出について準用する。

◇青少年の健全な育成に関する条例施行規則（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項等）

第 2 条の 3 条例第 18 条の 4 の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
- (2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、条例第 18 条の 5 第 1 項の書面又は電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供せずに携帯電話インターネット接続役務を提供することができること。
- (3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（整備法第 13 条第 1 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。）は、条例第 18 条の 6 において準用する条例第 18 条の 5 第 1 項の書面又は電磁的記録の提出があつた場合に限り、整備法第 16 条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じることなく同条に規定する特定携帯電話端末等を販売することができること。

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面に記載すべき事項等）

第 2 条の 4 条例第 18 条の 5 第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出年月日
- (2) 申出者の住所及び電話番号